

修正案

弘前市社会福祉センター等利活用計画

令和6年●月

弘前市

福祉部福祉総務課

目次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	2
(1) 現状.....	2
(2) 課題.....	3
2 市民懇談会	4
(1) 『弘前市社会福祉センター』	4
(2) 『屋内ゲートボール場すぱーく弘前』	5
3 利活用計画	6
(1) 『弘前市社会福祉センター』	6
(2) 『屋内ゲートボール場すぱーく弘前』	9
4 「持続可能な開発目標 (SDGs)」と本計画	10
5 資料編	11

はじめに

社会福祉法人弘前市社会福祉協議会により設置された『弘前市社会福祉センター』及び『弘前市身体障害者体育館』は、市民の地域活動や福祉活動の場や障がい者の体力増進に利用されてきた。

また、同法人が石渡地区に設置する『屋内ゲートボール場すぱーく弘前』は、ゲートボールなどの軽スポーツを中心に利用され、いずれの施設も、市民の福祉意識の向上や健康増進に資する施設として市民に愛されてきた施設である。

しかしながら、これら3施設とも、設置からおよそ40年が経過しており、利用者から設備等の改善を求める声が上がっていたものの、社会福祉法人弘前市社会福祉協議会は、営利を目的とした団体ではないことから自主財源に乏しく、単独ではその声に対応することが困難であった。

市では、市民の福祉に寄与するこれら3施設の機能を維持するとともに、価値観の多様化や様々な社会環境の変化により生じている、ダブルケアやヤングケアラー、ひきこもりや就労困難者の自立・就労支援、高齢者の孤立など、既存の制度や行政のみでは対応しきれない複雑化・複合化する狭間のニーズに対応するため、新たな福祉の拠点を求めていたことから、社会福祉法人弘前市社会福祉協議会と3施設について無償譲渡を受けるべく協議し、令和6年4月1日付でその所有権を市に移転することとした。

今後は、市が3施設を直接管理することで、計画的かつ効率的に維持していくとともに、利活用の推進を図り地域福祉の発展に寄与することを目指していく。

1 計画策定の趣旨

市では、弘前市総合計画において、「健康都市弘前」の実現を掲げ、すべての分野において、市民の健康づくりを意識した施策展開を進めることとしており、福祉の分野においても「ひとの健康」を推進し、「まちの健康」と「みらいの健康」へとつなげ、将来の持続ある発展を目指すこととしている。

また、それぞれの施設が隣接する既存の市施設との連携により、複雑化・複合化する様々な課題への対応を可能にするなど、市民の健康で文化的な生活の確保の推進及び福祉意識の高揚を図るとともに、多様化する市民ニーズへ応え、福祉の向上に寄与することを目的として、「弘前市社会福祉センター等利活用計画」を定めることとする。

(1) 現状

年間の施設利用者は、社会福祉センターは 15,000 人前後、身体障害者体育館は約 7,000 人前後、すば一く弘前は 10,000 人前後で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度から 3 年度にかけてはおおよそ 6 割程度まで減少していた。

また、冷暖房設備や電気設備、内外装などが老朽化しており、多目的トイレなどのバリアフリー化も十分ではないことから改善が必要となっているほか、施設利用者からは、リモート会議など新たな社会形態に対応する機能の充実などが求められている。

<施設について> 【詳細は資料編参照】

➤ 弘前市社会福祉センター

昭和 61 年（1986 年）3 月に竣工し、築 38 年が経過。鉄筋コンクリート・鉄骨造ステンレス鋼板葺 2 階建て延床面積は 1,507.09 m²（1 階 587.52 m²、2 階 919.57 m²）。

社会福祉法人弘前市社会福祉協議会の事務室のほか、弘前地区保護司会が弘前市更生保護サポートセンターを構え、会議室や調理実習室などが設置され、様々な会議などに使用されている。

➤ 弘前市身体障害者体育館

昭和 56 年（1981 年）11 月に竣工し、築 42 年が経過。鉄骨造垂鉛メッキ鋼板葺平家建て、延床面積は 490.82 m²。

主に身体障がい者のレクリエーションや体力増進に活用されている。

➤ 屋内ゲートボール場すぱーく弘前

平成5年(1993年)6月に竣工し、築30年が経過。鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建で、延床面積は1,183.68㎡(体育館1,100.21㎡、休憩所83.47㎡)。

ゲートボールを始め、グランドゴルフやペタンクなどの軽スポーツの場として高齢者の健康増進の場として活用されている。

(2) 課題

それぞれ施設設置から、社会福祉センターは38年、身体障害者体育館は42年、すぱーく弘前は30年が経過しており、施設設備の更新等が必要となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響から利用者が減少し、令和4年度以降は回復傾向を見せつつあるが、従来からの利用者が固定化されるなど、施設設備以外の課題も顕在化してきている。

2 市民懇談会

「弘前市社会福祉センター」及び「屋内ゲートボール場すぱーく弘前」それぞれの施設について、現状の利用者のほか、広く市民に参加を呼びかけ開催したものの。

いずれも弘前市社会福祉センター大会議室を会場に実施した。

※同様の要望・意見等は集約している。

※一部発言については要約あり。

(1) 『弘前市社会福祉センター』

第1回 令和5年10月 7日 午後1時30分～

第2回 令和5年10月19日 午後6時00分～

■施設の在り方についての提案等

- ◆ 施設清掃業務等への障がい者雇用の導入を検討してほしい。
- ◆ 利用者の裾野を広げるためソフト面を充実させるためのアイデアを検討し、活動の広がりを図ってほしい。
- ◆ 施設の利用料について、福祉関係団体には割引の適用、一般の方には通常料金の適用などを検討してほしい。
- ◆ 施設の名称についてネーミングライツを採用するなど、様々なアイデアを検討して市民が親しみやすいものとしてほしい。
- ◆ 大学や福祉関係団体との連携を図り、施設を地域の学びの場や交流の場として活用する計画を立てて利活用を進めてほしい。
- ◆ 企業とのタイアップの活用を検討し、運営費の確保を図るなど、持続可能な施設の在り方を検討してほしい。
- ◆ 現在建て替え中の身体障害者福祉センターと併せて一体的な利用を推進してほしい。
- ◆ 福祉の拠点として、高齢者や障がい者だけでなく、それ以外の方の利用を促進し、相互に交流が生まれるような施設になってほしい。

■施設機能に関する提案等

- ◆ Wi-Fi 環境整備やプロジェクター等の設置
- ◆ トイレの改善（洋式化・多目的トイレの改修）
- ◆ 施設利用料の見直し
- ◆ センターへのエレベーター設置のほか、障がいの種類別に配慮したバリアフリー機能向上
- ◆ 体育館への冷房導入や暖房の改善、体育館器具倉庫の改善

- ◆ 障害者スポーツ用具の充実
- ◆ 施設の名称「障がい者体育館」の維持

(2) 『屋内ゲートボール場すぱーく弘前』

第1回令和5年10月21日 午後1時30分～

■施設の在り方についての提案等

- ◆ 施設の利用方法について、広告やパンフレットにより広く市民にお知らせしてはどうか。
- ◆ 新しい競技の導入や利用方法の幅を広げることなどを検討してほしい。
- ◆ 冬場の利用促進のため施設整備し、利活用を推進してはどうか。
- ◆ 夜間の利用を見据えて何か実験的に取り組んではどうか。
- ◆ 用途に関しては現状維持を望みたい。
- ◆ 職員体制については現状継続を望みたい。

■施設機能に関する提案等

- ◆ 施設老朽化に対する補修・改修工事
- ◆ 周辺環境の整備の向上

3 利活用計画

(1) 『弘前市社会福祉センター』

① 利活用方針

「弘前市社会福祉センター」及び「弘前市身体障害者体育館」は、これまでも貸館機能を中心として、地域福祉活動や住民の交流、情報発信などに活用されてきた。市が取得するにあたり実施した市民懇談会では、既存の機能の強化を求める声に加え、施設を利用する個人や多様な団体の交流促進による施設の活性化が求められている。

このことを踏まえ、「弘前市社会福祉センター」は、現在建替え中の「弘前市身体障害者福祉センター」と一体的な利用を推進し、身体障がい者を含め、様々な生活課題を抱えた市民が気軽に立ち寄ることができ、必要に応じて適切に相談や支援を受けることができる福祉の拠点とする。

また「弘前市身体障害者体育館」については、名称を「体育館」とし、「弘前市社会福祉センター」の一施設として位置づけ、広く福祉的な利用を図っていくこととする。

施設全体を活性化するための新たな取り組みとして、地域福祉活動の場としての活用を推進し、福祉への理解促進と意識啓発を図るとともに、福祉団体や福祉を支える団体、企業などの相互交流を図り、新たな相乗効果の創出を目指す。

さらには、複雑化・複合化する市民の生活課題に対する支援ニーズの掘り起こしや、既存の制度では対応が難しい狭間のニーズに対応できるよう、弘前市社会福祉協議会をはじめ、様々な福祉団体と連携し、以下の取り組みを検討していく。

◆ (仮称) 地域共生活性化ネットワーク会議の設置、運営

弘前市社会福祉センターの使用団体等で構成するネットワーク会議を設置し、団体間の相互交流を図るとともに、それぞれの団体の活動に対する理解と連携を深め、福祉に対する意識啓発等を目的とした新たなイベントの開催や支援事業の共同実施などを検討する。

◆ フードバンク事業

地域の支援機関等と連携し、支援を必要とする市民が、必要とする時に利用できるフードバンク事業の実施を検討する。なお、食品の提供にとどまらず、利用者が直面している生活課題に応じて、適切に相談支援を受ける・つなげることができるよう検討する。

② 施設整備方針

施設の現状や課題、市民からの意見を踏まえ、いずれの施設もレイアウトは現状を維持することを基本とし、老朽化している施設設備の更新や機能向上のほか、エレベーターの設置などバリアフリー化を図り、障がい者等の利用時に不便が生じない施設とする。

体育館については、ボッチャやゴールボール、シッティングバレーボールなど屋内で実施可能なユニバーサルスポーツが活発に行われるよう整備を図る。

また、災害発生時における災害ボランティアセンターの拠点と対応の強化を図るための整備を図る。

③ 利活用計画スケジュール

令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
<ul style="list-style-type: none">市による運営開始利活用計画策定・推進	<ul style="list-style-type: none">利活用計画推進	<ul style="list-style-type: none">利活用計画推進	<ul style="list-style-type: none">利活用計画推進	<ul style="list-style-type: none">利活用計画推進
<ul style="list-style-type: none">Wi-Fi 環境整備、ユニバーサルスポーツ環境等整備（備品購入）改修工事検討指定管理者制度導入検討				

弘前市社会福祉センター利活用計画【概要】

福祉の拠点

- ▶ 課題を抱えた市民が気軽に立ち寄り、相談や支援へつなげる施設
- ▶ バリアフリー機能の充実により障がい者等が利用時に不便が生じない施設



地域福祉活動の場

- 地域福祉活動などを通じて、福祉への理解を促進するとともに、広く市民に対し福祉活動の周知や意識啓発を図る。



地域福祉活動を通じて交流する場

- 地域福祉活動を通じて、市民や各種団体、企業などの相互交流を図る。
- 市民や他分野による相互交流を通じて、地域福祉活動にかかる新たな相乗効果を創出



弘前市社会福祉センター

行政は、計画的かつ効率的に施設を管理するとともに、主として社会福祉協議会との連携により福祉施策の充実を図る。

- 相談支援
- フードバンク事業
- (仮称)地域共生活性化ネットワーク会議の設置、運営など

行政

行政は、地域づくり活動への協力体制の充実を図る。

地域づくり活動

- CSR
- 地域活動
- 活動への参加支援など

企業

地域づくりの活動主体や企業は、地域活動を通じて、市民自らが新たな活動を創出する場づくりを図る。

社会福祉協議会

社会福祉協議会は、センターを使用する各団体と連携し、地域福祉活動等の充実を図る。

- 地域福祉活動
- 相談支援
- 居場所づくりなど

社会福祉団体・地域福祉団体

社会福祉団体等は、福祉を支える団体等との連携により、地域コミュニティの強化を図る。

福祉を支える団体(町会等)

- 居場所づくり
- 地域活動など

福祉を支える団体や企業は、各福祉団体等の地域福祉活動をバックアップし、その充実を図る。

市民

(2) 『屋内ゲートボール場すぱーく弘前』

① 利活用方針

「屋内ゲートボール場すぱーく弘前」は、夏場の炎天下や冬場の降雪期を含め、天候に左右されず年間を通して利用できる土の運動場をもった施設であり、この特徴を生かしたさらなる活用が求められる。

市民懇談会において「用途に関しては現状維持を望みたい」という声があり、また、「屋内ゲートボール場」の名称を冠していることや設備上の制限により、当面は、従前同様に高齢者の生涯スポーツの振興と生きがいづくり、地域住民の相互ふれあいと福祉の向上を目的とした軽スポーツを中心に利用することとする。

しかしながら、今後、施設の利用を活性化するためには、まず、夜間使用も可能な屋内運動場として活用を図るほか、現状の施設設備で実施可能なランニング、体操、レクリエーションなど、コート状況に影響を与えないスポーツによる検証、共用による個人使用の可能性を探るなど、新たな利用者層の獲得に努めていく。

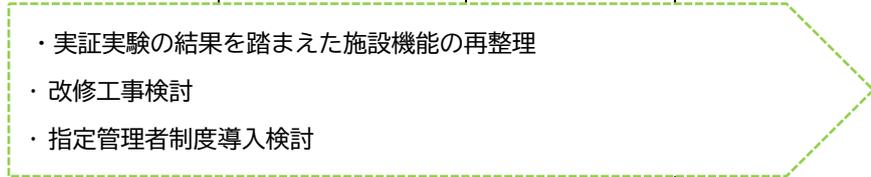
また、公共施設全体の考え方として、人口構造の変化による需給バランスの変化や、多様化する市民ニーズへの対応など、施設が提供するサービスの見直しが必要となっていることを踏まえ、改めて市民の声を広く聞きながら、当該施設で実施できる活動の範囲を決定し、必要な改修工事を実施することとする。

将来的には、隣接する「河西体育センター」と一体的な管理運営を行うことにより効率化を図り、広く市民の運動機会を創出し「健康都市弘前」の実現をめざしていく。

② 施設整備方針

老朽化した屋根材等の施設補修や暖房等の設備更新のほか、実証実験の結果を踏まえ施設としての機能の再整理を行い、必要な改修工事、管理運営等について検討していく。

③ 利活用計画スケジュール

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
・ 市による運営開始 ・ 利活用計画策定・推進 ・ 実証実験	・ 利活用計画推進	・ 利活用計画推進	・ 利活用計画推進	・ 利活用計画推進
				

4 「持続可能な開発目標 (SDGs)」と本計画

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals (以下、SDGs)) は、2015 (平成 27) 年 9 月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール、169 のターゲットから構成された、2030 年までの国際開発目標です。

当市においても、弘前市総合計画において SDGs の理念を取り入れ、2023 年度には SDGs 達成に向けて優れた取り組みを提案した自治体として、青森県内の自治体で初めて「SDGs 未来都市」に選定されました。

「SDGs 未来都市計画」では、SDGs に取り組む姿勢より明確にし、総合計画後期基本計画と連動して推進するとしております。

『弘前市社会福祉センター等利活用計画』については、地域福祉活動やその交流の場として活用する福祉の拠点としての役割を踏まえ、17 のゴールのうち、以下の理念の実現を目指し、利活用を推進します



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



各国内及び各国間の不平等を是正する



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

5 資料編

<施設概要> (令和6年4月1日現在)

施設名	弘前市社会福祉センター
所在地	宮園二丁目 8-1
竣工年度	昭和 61 (1986) 年 3 月竣工 昭和 56 (1981) 年 11 月竣工 (体育館)
構造形式・階数	鉄筋コンクリート・鉄骨造ステンレス鋼板葺 2 階建 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 (体育館)
延面積	1 階 587.52 m ² 、2 階 919.57 m ² 、体育館 490.82 m ²
施設	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会事務室、弘前市更生保護サポートセンター事務室、大会議室、中会議室、小会議室、調理実習室、体育館

施設名	屋内ゲートボール場すぱーく弘前
所在地	石渡一丁目 19-2
竣工年度	平成 5 (1993) 年 6 月竣工
構造形式・階数	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
延面積	体育館 1,100.21 m ² 、管理棟 83.47 m ²
施設	屋内ゲートボール場、管理棟

<施設利用状況>

(人)

年度	弘前市社会福祉センター		屋内ゲートボール場 すぱーく弘前
	体育館以外	体育館	
R元	14,592	6,542	9,760
R 2	8,457	4,129	7,256
R 3	8,624	4,224	5,531
R 4	12,056	6,014	7,387

<実証実験について>

調整中

<弘前市社会福祉センター等利活用検討委員会設置要領>

(目的)

第1条 令和6年4月1日をもって弘前市社会福祉協議会から譲与が予定されている弘前市社会福祉センター、弘前市身体障害者体育館及び屋内ゲートボール場すぱーく弘前(以下「弘前市社会福祉センター等」という。)の今後の利活用について検討し、「(仮称)弘前市社会福祉センター等利活用計画」(以下「計画」という。)を策定するため、弘前市社会福祉センター等利活用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討内容)

第2条 委員会は次の事項について取り扱う。

- (1) 計画策定
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第4条 委員会に座長を置く。

(会議)

第5条 委員会は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 3 委員会は非公開とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、福祉部福祉総務課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年1月11日から施行し、計画が決定した日にその効力を失う。

別 表（第3条関係）

座長	福祉部	福祉部長
委員	市民生活部	市民生活部長
		市民協働課長
	福祉部	福祉総務課長
		障がい福祉課長
		生活福祉課長
		介護福祉課長
	健康こども部	健康こども部長
		こども家庭課長
		スポーツ振興課長
	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	事務局長

